

## 令和元年度第1回敦賀市総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和元年10月9日(水) 16時15分～17時15分

2. 場 所 市役所5階 第2委員会室

3. 出席者

	市 長	渕 上 隆 信		
	教 育 長	上 野 弘	教育長職務代理者	神 谷 敬一郎
	委 員	岸 本 松 則	委 員	中 宮 智 子
	委 員	堺 啓 輔		
事 務 局	事 務 局 長	山 本 寛 治		
	教育総務課長	飯 田 正 人	学校教育課長	山 口 芳 弘
	生涯学習課長	道 端 康 延	文化振興課長	清 水 典 彦
	教育総務課主幹	吉 田 聡	学校教育課長補佐	田 村 幸 子
	学校教育課指導主事	戸 羽 嘉 和	教育総務課総務係長	杉 村 祐 介
	教育総務課臨時	森 川 友		

4. 内 容

1 開会

2 市長あいさつ

本日は、今年度第1回目の総合教育会議に、お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本年は「おくのほそ道330年」の記念年であり、関係団体と連携し、「俳人 夏井いつきさんの句会ライブ」や「芭蕉探訪ウォーク」などを開催し、「奥の細道」の旅の最後の目的地であるこの敦賀で、俳句文化の更なる発展、継承に向けて取り組んでいるところでございます。今月20日には、「第16回全国俳句大会」も開催されますので、教育委員の皆様にも是非足を運んでいただければと存じます。

さて、本日の議題は、東浦小中学校の「小規模特認校」指定の件と「家庭教育指針」作成の件でございます。東浦小中学校の学校存続を願う地元の皆さんの要望を受け、県内で初めて同制度の導入を決定したところでございます。東浦小中学校の魅力がさらに高まるよう取り組んでまいります。

また、家庭教育指針については、保護者が担う役割や大切にしてほしいポイントを分かりやすくまとめ、こちらも県内では初めて指針として作成をしたものでございます。家庭は、子どもたちが社会生活を営むための基本的なマナーやルールを育む、自己形成の原点となる場所だと思いますので、忙しい日常生活を送る保護者の方への一助となればと願っております。

どちらも本市教育行政の重要課題ですので、忌憚のないご意見を頂戴したいと存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 3 協議事項

#### (1) 敦賀市立学校小規模特認校について

学校教育課長 資料に基づき説明

市長…ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

始めに私から一つ確認させて下さい。特認校制度になると市内全域から募集となり、校区がなくなると思いますが、趣旨に校区の活性化とするのですか。

岸本委員…校区ではなく、地域または地区にしてはどうですか。

堺委員…地域が適切なのかもしれませんね。

市長…他に適切な文言がなければ、地域でよいと思います。

本来の校区の子供たちにも、小規模特認校就学申請書を書いてもらうのですか。

学校教育課長…東浦小中校区の子供たちは指定学校を変更するわけではないので、特認校の申請の必要はありません。校区自体が全くなくなるわけではありません。

岸本委員…やはり、校区という文言でよいのかもしれませんね。この制度は、東浦小中学校の校区外の子供を認めるということで校区が消滅するわけではないと思います。東浦小中学校の校区の子供しか通えなかったが、この制度によって校区外からの通学を可能にするというものだと思います。

堺委員…第1条に通学区域外と出てきますが、校区外と通学区域外との違いは何かあるのですか。通学区域外の文言を校区外とすれば、この後の文言も校区でよいと思います。何か意味があって通学区域外としているのなら別ですが、同じなら校区外としたほうが良いと思います。それから、趣旨は、本来子供たちの選択肢が増えることによって教育を受ける機会が増えるということだと思います。子供たちにとってもメリットがあるし、それによって小規模な学校も活性化するという両方があるので意味があると思います。最初に書くべきは子供たちのためになるということだと思います。この書き方だと、学校設置者側が複式学級の解消等こちら側の必要性でしているようにとられてしまうと思います。子供たちのためにメリットがある制度であるべきだと思います。

岸本委員…チラシに書いてあることは説明するのですね。子供にとってどんなメリットがあるかを周知徹底しないと、要綱にはメリットが書いてないので、申請書に就学を希望する理由が書けないと思います。子供を小規模特認校で学ばせたいという親は何をもって選択理由を書けばいいのか。このチラシでPRしていくしかないと思います。趣旨の中に、堺委員がおっしゃるように両方の思いが入っているといいと思いますが、文章化してしまうのは難しいですね。

全国的に見ても、小規模特認校は成果を上げているというデータがたくさんあるので、希望されていった子供にとってはプラスになると思います。こういう制度を取り入れていないのは、福井県を含めて8県だけです。全国的に広がっているのに、マイナスのイメージだどこまで広がらないと思うので、成果は出るのだと思います。方向性としてこういうことを目指しているということはあるのかと思

います。

市長…趣旨は変更していただいて、目標についてはパンフレットなどに記載するという形でいいのではないのでしょうか。

中宮委員…説明の時に、チラシの内容を伝えるだけでも良いと思います。

市長…教育長いかがでしょうか。

教育長…堺委員がおっしゃられるように、軸としては子供たち側からの視点で文章を考えていきたいと思います。趣旨にこのような内容を入れて、校区外の児童生徒の就学を認めることにより、小規模校の良さをご理解いただき、教育委員会として後押ししていきたいというような文言にしたいと思います。

学校教育課長…少人数や地域密着の教育を希望する児童生徒・保護者への学習環境の提供及び学校の活性化を目的とするというような趣旨でいかがでしょうか。

神谷委員…長い趣旨になりますね。具体的すぎるかもしれませんね。ある程度ぼんやりとしたほうがいいのかと思います。堺委員がおっしゃった子供たちの立場に立った文言を少し入れるとよいと思います。

市長…もう一度検討してください。

岸本委員…小規模特認校制度は何なのかという趣旨がなく、いきなり目的になっていると思います。小山市が出しているパンフレットに記載されている趣旨は、「小規模校特認制度は何かということから始まっています。小さな学校で学びたい、子どもを学ばせたいという希望者に対して、通学区域にとらわれず、一定の条件のもと、入学・転学を認める制度です。少人数での教育のよさを生かし、一人ひとりの児童に目の行き届いた教育や個に応じた指導、体験活動等を通して、生きる力や豊かな人間性を培います。」となっています。今の趣旨は子供にとって何がプラスになるのかがないので、こういうことを目指しているということが盛り込まれているほうが良いと思います。

市長…趣旨については検討をお願いします。ほかに何かありませんか。

堺委員…法形式の問題ですが、小学校と中学校を別々の学校として指定しているので、一回の申請で両方認めるということはよめません。それを実務上の説明でいいということにするなら要綱はもう必要なくなってくる。要綱として定める以上は何らかの手当が必要になってきます。やり方としては、東浦中学校に入るとき申請手続きを省略するという形にするか、東浦小中については一つの学校としてとらえて9年間という形にするのかのどちらかかだと思います。申請手続きを省略するのならば、例外規定を設けて、申請が必要というところを一貫校ならば申請はいらぬとする。もしくは、小中一貫校だということをごどこかにいれて、中学校の卒業までとするのかですね。ただどこかに、一貫校であるということを入れたいといけません。

岸本委員…このままだと東浦小学校を卒業する段階で、中学校に入るときに申請を出したらよいのですね。

堺 委員…実質的に問題になってくるのが、小学校から入っていて、中学にあがるときにやっぱり嫌ですという場合は認めるのかどうかということです。第5条の3に定めてありますが、事情はないが嫌ということ認めるかどうかです。これでいくと、中学に入るときは再度手続きが必要となっていますが、その申請をしないと云われたら終わりです。東浦の場合は小学校に入ったら中学校を卒業するまでとするなら、それはどこかに記載しないといけないと思います。

市 長…例外規定を設けて、東浦小学校に就学しているものは申請しなくてもよいという規定をつくるかどうかですね。学校やPTAはどう思われているのでしょうか。

学校教育課長…地域、学校の思いは中学校3年生までいてほしいということなので、中学入学時に申請しないということは本意ではないので、そうならないような要綱にしたいと思います。

岸本委員…それなら明記しないとイケませんが、東浦に限ったことを書くと、ほかの学校に適用できなくなりますね。親にしてみたら、9年間の縛りがあると申し込みしにくいのかなと思います。小学校で成長して、市内の大きい中学校に入れたいとなるかもしれませんね。でもそういう理由ではかわれませんかというのもどうなのかと思いますね。

市 長…ただし書きで付け足したらよいかと思います。小学校を卒業して継続の場合は省略できますし、行かないという判断もできるというようにしたほうが良いかなと思います。趣旨をもう一度検討ください。  
では次の協議事項にうつりたいと思います。

## (2) 家庭教育指針の作成について

生涯学習課長 資料に基づき説明

市 長…ご意見、ご質問はございませんか。

神谷委員…これで決定ではないのですね。

生涯学習課長…これから、アドバイザーなどの意見をいただきながら検討していきます。項目の増減や順番についても変更になるかもしれません。

市 長…これは素案で、また検討していただけるのですね。何かこうしてほしいということや抜けているというところはございませんか。

岸本委員…このリーフレットを配布した後の活用方法を教えてください。配っただけでは読まないかもしれません。

生涯学習課長…就学時健診の子育て講座や中学校の入学説明会などで周知したいと考えております。

市 長…紙媒体以外でもするのですか。

生涯学習課長…市のホームページへの掲載やスマホでも簡単に見られるように検討しております。

### (3) その他

市長…その他の協議事項ですが、これまでの関連でも今後の総合教育会議において取り上げるべき議題でもどんなことでも結構ですので、何かございましたらお願いいたします。

では、私から議題提供ですが、現在福井県では第3子の子育て支援をしておりますが、今後は第2子の支援もしようとしております。そうすると、第2子でよいという傾向になるのではないかと懸念しております。去年の出生数がさがりました。どうしたらたくさんの子供が産まれてくるのかを考えていけないといけないので、また何かありましたら教えてください。あと、ひきこもりについても考えていけないといけません。50代のひきこもりの親は高齢になっていきます。自殺者についても話題になってきています。手に負えるのか負えないのかも含めて取り組んでいけないといけない課題として出てきていますので、何かいいアイデアがありましたらお願いします。

堺委員…ひきこもりに関しては、来月福井市で学習会を開催予定です。市民向けの集会ですので、何か具体的な提案もできればと思っております。

市長…子供たちの居場所は学校と運動場があればという時代ではなくなってきました。児童クラブもないとだめですし、幼稚園や保育園も無償化になってきたので当然行くべきものとなってきました。最近はクラブ活動も学校の先生の負担になるといわれるので、別のスポーツ施設も作らないといけなくなってきています。そうすると学校と児童クラブとスポーツ施設とを行き来するバスを用意しないといけないのかというような難しい世界になってきているので、行政負担にならずにできないのかなという苦しみを持っています。例えば、学校に先生が常時いる場所ではなくて、学校に子供たちが行って、夕方は運動場でクラブ活動をする。児童クラブもそこにあるという世界になっていくのかなと思います。いろんな模索をしないとできないのかなと思います。授業にしても、丸付けは家に持ち帰ってしていましたが、これからは授業の1時間を丸付けの時間にして、その間はITやパソコンで別のことをしている時間を作らないとまわらなくなってきています。

堺委員…部活動の指導の問題は中教審の答申でも必ずしも学校の先生がしなくてもいいのではという話も出てきています。だからと言って地域のスポ少などに解消するのかというのも違ってくる気もするので、部活という枠組みは残したほうがいいと思います。

市長…そうすると誰がするのか、またその人の身分はパートではダメなので、どうするのかという問題が出てきます。

岸本委員…部活を切り離れたときに責任をだれが持つのかという話になると難しくなってきました。部活ができた最初の趣旨は放課後の子供たちの健全育成が狙いでした。それがずっと根付いて、いつの間にか学校の先生の仕事のようになってきました。

市長…人が人に影響を与えるというのが教育の基本だと思っておりますので、そういう意味

では先生方が学習もクラブ活動もしたほうが良いとは思いますが、それを許してもらえない今の世の中がある気がします。

次回のテーマが何かございましたらお願いします。事務局からございませんか。では、熱心にご議論をいただきありがとうございました。小規模特認校については修正したものをお願いいたします。家庭教育の指針についてはこれからですので、お気づきの点を事務局におっしゃっていただけたらと思います。

本日はどうもありがとうございました。